

手続き開始の公示（説明書）

平成 25 年 2 月 19 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志

次のとおり簡易公募型競争入札に付します。

なお、本件調査等については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布する入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続き開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- 1-1．契約件名 北海道横断自動車道 小樽東地区トンネル工事用道路設計
1-2．契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社 小樽工事事務所長 加納 正志
1-3．契約担当部署 東日本高速道路株式会社 北海道支社 小樽工事事務所 庶務課
(住所) 〒047-0008 北海道小樽市築港 11 番 1 号ウイングベイ小樽 1 番街 2 階
(電話) 0134-23-2300
1-4．競争契約の方法 簡易公募型競争入札
1-5．入札の方法 郵送入札・・・記 5-1、5-2 を参照のこと
1-6．落札者の決定方法 総合評価落札方式
1-7．履行保証 必要 ... 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
1-8．契約書の作成 必要 ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと
なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること。

1-9．契約図書

- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

手続き開始の公示（説明書）	本書
標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等契約書】を使用すること
入札者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【郵送入札】《調査等》版を使用すること
共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【平成 24 年 7 月 調査等共通仕様書】を使用すること
特記仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
その他契約（発注用）図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
参加表明書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
技術提案書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
入札書	上記 入札者に対する指示書様式 1、様式 2

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R配布等）により交付するので、記 1-3 に示す契約担当部署にその旨申し出ること。
- (4) 契約図書の交付期間 平成 25 年 2 月 19 日（火）から平成 25 年 3 月 19 日（火）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 競争入札に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 北海道 小樽市 奥沢 5 丁目 (STA.1021+20)
至) 北海道 小樽市 新光町 (STA.1089+00)
- (2) 業務内容 本業務は、小樽東地区における工用道路、付替・道水路設計及び工用道路に必要な仮橋の設計を実施するものである。

項目	単位	数量	摘要
附帯工設計			
付替・取付道路設計	箇所	4	
付替・取付水路設計	箇所	1	
詳細図作成	枚	5	
工用道路設計	km	0.39	
仮設構造物設計			
仮橋	断面	3	
設計打合せ	式	1	

- (3) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 180 日間
- (4) 成果品 共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

第 3 競争入札に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認め、記 4-3. に示す「技術提案書」の提出を求めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-4. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「道路設計」にかかる『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者であること。

なお、当該業種区分にかかる平成 23・24 年度競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、平成 25 年 3 月 19 日までに NEXCO 東日本に申請し、認定を受けなければならない。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始

の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。

(4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(5) 企業に必要とされる同種業務または類似業務の業務実績

審査基準日において、平成 14 年度以降に発注機関に引渡しを行った業種区分「道路設計」に該当する業務で、次に示す同種業務または類似業務の実績を 1 件以上有すること。なお、同種業務または類似業務の実績は、「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）に登録されているものに限る。

同種業務：高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮栈橋を用いた工用道路設計

類似業務：高規格幹線道路または自動車専用道路における、工用道路設計

注 1：「高規格幹線道路」

高規格幹線道路とは、国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連絡する 14,000km の自動車専用道路網（～）と高速自動車国道に並行する自動車専用道路（）をいう。

高速自動車国道（11,520km）

・国土開発幹線自動車道（11,443km）（以下、「国幹道」という）

・国幹道以外で政令指定された高速自動車国道（77km）

一般国道の自動車専用道路（2,300km）

本州四国連絡道路（180km）

高速自動車国道に並行する自動車専用道路（943km）

注 2：「自動車専用道路」

地域高規格道路でも、「自動車専用道路」の場合は、自動車専用道路として取扱うものとする。

注 3：工用道路設計とは、NEXCO 東日本 調査等共通仕様書 平成 24 年 7 月版（以下、「共通仕様書」という。）における 5-5-5「工用道路設計」をいう。また、NEXCO 東日本以外の事業者が実施した業務については、この共通仕様書の基準と同等以上と契約責任者が認めた内容の設計をいう。

注 4；注 1～注 3 に示す定義は、記 3-1（7）（8）（9）についても同様である。

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定を受けている必要がある。この場合において、記 3-4 に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも参加表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

配置予定管理技術者

1) 技術士[総合技術監理部門（建設 - 道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

2) 技術士[建設部門（道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。

3) RCCM[道路部門]の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者

注 1；「技術的業務」

技術的業務とは、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研修、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く）またはこれらに関する指導の業務をいう。

注 2；「業務に該当する部門」

業務に該当する部門とは、技術的業務のうち「道路設計」に相当する業務をいう。

配置予定担当技術者：配置予定管理技術者に同じ。

配置予定照査技術者：配置予定管理技術者に同じ。

(7) 配置予定管理技術者は、平成 14 年度以降に発注機関に引渡しを行った業務区分「道路設計」に該当する業務において、次に示す同種業務または類似業務の実績を 1 件以上有すること。なお、同種業務または類似業務の実績は、テクリスに登録されているものに限る。

同種業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事中道路設計

類似業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事中道路設計

(8) 配置予定担当技術者は、平成 14 年度以降に発注機関に引渡しを行った業務区分「道路設計」に該当する業務において、次に示す同種業務または類似業務の実績を 1 件以上有すること。なお、同種業務または類似業務の実績は、テクリスに登録されているものに限る。

同種業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事中道路設計

類似業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事中道路設計

(9) 配置予定照査技術者は、平成 14 年度以降に発注機関に引渡しを行った業務区分「道路設計」に該当する業務において、次に示す同種業務または類似業務の実績を 1 件以上有すること。なお、同種業務または類似業務の実績は、テクリスに登録されているものに限る。

同種業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事中道路設計

類似業務 : 高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事中道路設計

(10) 平成 25 年 2 月 19 日現在の技術者の手持ち業務（プロポーザル方式で特定後未契約のものを含む）が、次に示す業務量未満である者。

配置予定管理技術者 : 管理技術者または担当技術者として従事する契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満である者。

なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が 2 億円未満かつ契約件数の合計が 5 件未満である者。また、低入札価格調査対象業務は、契約金額が 1 件 500 万円未満の業務も対象とする。

(11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと。または現に に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) または 2) に該当する者をいう。

1) 当該請負人もしくは下請負人の発行済株式の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人

1) 施工管理業務名：平成 24 年度 北海道横断自動車道 小樽東工事区施工管理業務

2) 請負人名：(株)横浜コンサルティングセンター

(12) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ロ) 取締役（社外取締役を除く。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ハ) 委員会等設置会社における執行役または代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 または と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

(13) 業務の打合せ回数は4回以上とし、第1回打合せ、業務内容確認検査及び完了検査時には、管理技術者が出席するものとする。また、照査技術者は、業務内容確認検査及び完了検査時の打合せに出席するものとする。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、本件の手続きに参加するため、次に示す「参加表明書（以下、「表明書」という。）」を作成しなければならない。なお、表明書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （様式1-1）	必要事項を記載のうえ記名押印すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと 記載様式は様式1-1とする
企業の同種業務または類似業務の実績 （様式1-2）	記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を1件記載すること 記載する業務は、業種区分「道路設計」に該当する業務とする。 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること ）同種業務または類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等。以下同じ。）及び当該業務がテクリスに登録されている場合は登録情報の写し（業務内容を把握できる「業務カルテ（完了時）」）を必ず添付すること。また、契約書類の写しやテクリスで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること ）発注機関に引渡しを行ったことを証する「認定書の写し」または「成績評定通知書の写し」を添付すること ）記載した業務の発注機関がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、旧日本道路公団の場合で「調査等成績評定通知書」（以下、「成績評定点」という。）の通知を受けている場合はその写しを添付すること 提出する業務が、平成17年10月1日以降にNEXCO東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記1-3に示す契約担当部署を通じてNEXCO東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限5日前（行政機関の休日を除く）までに持参または書留郵便により提出すること 業務の概要及び技術的特性について具体的に記述すること 記載にあたっては、様式1-2に示す《記載上の注意事項》に従うこと

<p>企業の同一業種における表彰実績 (様式 1-3)</p>	<p>記 3-1 . (2) に示す業種区分「道路設計」に該当する業務において表彰実績がある場合に記載すること 表彰実績は、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本に引渡しを行った業務であって、かつ、NEXCO 東日本から表彰を受けている業務であること 表彰実績がある場合は、必ず表彰状等の写しを添付すること 表彰実績が功労等による表彰(感謝状を含む)、または社長表彰である場合は業種区分は問わない 提出する表彰実績は 1 件とする。なお、複数の実績を提出することは妨げないが、この場合最も低い評価となる表彰実績で評価するので留意すること</p>
<p>配置予定管理技術者の資格等 (様式 1-4)</p>	<p>記 3-1 . (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること 記載した資格を有することを証する登録証等の写しを必ず添付すること 手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、NEXCO 東日本以外の発注機関(国内外を問わず)の業務を含め、管理技術者または担当技術者として従事している 500 万円以上のすべての業務を記載すること。なお「低入札価格調査対象業務」は、契約金額にかかわらずその全てを記載すること 記載にあたっては、様式 1-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の経験 (様式 1-5)</p>	<p>記 3-1 . (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること 記載する業務は、平成 14 年度以降に管理技術者、担当技術者または照査技術者として従事した業務のうち発注機関に引渡しを行った業務で業種区分「道路設計」に該当する業務とする 同種または類似業務の実績は、履行期間全期間に交代することなく従事していた業務とする 配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該競争参加希望者以外の企業の名称を付記すること 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること) 同種または類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し及び当該業務がテクリスに登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「業務カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写しやテクリスで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること) 発注機関に対し引渡しを行ったことを証する「認定書の写し」または「成績評定通知書の写し」を添付すること) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本、中日本高速道路株、西日本高速道路株、旧日本道路公団の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付すること 提出する業務が、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに持参または書留郵便により提出すること 業務の概要及び技術的特性について具体的に記述すること 記載にあたっては、様式 1-5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>業務実施体制 (様式 1-10)</p>	<p>本件調査等の配置予定技術者(競争参加希望者に所属する技術者)を記載すること 担当技術者は最大 3 名まで記載できる 本業務の組織体制(再委託先を含む)が明らかとなるよう作成すること 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先または協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること(共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む) 共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」もしくは 1-47-2 に示す「秘密の保持にかかる部分」を再委任してはならない</p>

3-3 . 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者の選定に関する評価は、競争参加希望者が提出した参加表明書の記載内容で行うものとし、評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評 価 項 目					配 点	
評 価 基 準						
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務または類似業務等の実績	(様式 1-2) 以下の順位で評価する。 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で NEXCO 東日本の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で他機関の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した類似業務の場合(類似業務の場合は発注機関は問わない) 上記に該当しない場合は加点しない。	15 点 12 点 7.5 点 0 点
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務の成績	(様式 1-2) 以下のとおり評価する。 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務である場合、成績評定点について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。 計算式 $= 10 \text{ 点} \times \frac{(\text{競争参加者の成績評定点 } 1 - 64 \text{ 点})}{(90 \text{ 点} - 64 \text{ 点})} \times \text{係数 } 2$ 1 90 点以上は 90 点とする 2 NEXCO 東日本の実績の場合 : 1.0 他機関の実績の場合 : 0.8 以下の場合は加点しない。 類似業務 同種業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した業務で成績評定点が 64 点未満の業務 同種業務が平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡し完了した業務成績評定表の添付(提出)がない場合	10 点 ~0 点
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同一業種における表彰実績	(様式 1-3) 以下の順位で評価する。 平成 17 年 10 月 1 日以降に業種区分(道路設計)において NEXCO 東日本の社長表彰または支社長表彰の実績を有する 平成 17 年 10 月 1 日以降に業種区分(道路設計)において NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する ただし、功労等による表彰(感謝状を含む)または社長表彰の場合は、業種区分は問わず加点対象とする。 なお、以下の場合は加点しない。 上記に該当しない場合 表彰実績が無い場合(表彰等の写しの添付が無い場合も含む)	5 点 2.5 点 0 点 0 点
事故及び不誠実な行為				以下に該当する場合に評価を減ずる。 平成 24 年 3 月 19 日から審査基準日までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる競争参加資格停止を受けている場合(競争参加資格停止期間が重複する場合を含む) 平成 24 年 3 月 19 日から審査基準日までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる文書警告を受けている場合 平成 24 年 3 月 19 日から審査基準日までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる口頭注意を受けている場合	-3 点 -2 点 -1 点	

配置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件	技 術 者 資 格 等	技 術 者 資 格 等、 そ の 専 門 分 野	<p>(様式 1-4)</p> <p>以下の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む）認定を受けている者を評価する。</p> <p>競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門(建設 - 道路)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 競争参加資格要件で求めた技術士[建設部門(道路)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 競争参加資格要件で求めた RCCM[道路部門]の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者</p> <p>上記に該当しない場合は選定しない。</p>	25 点 20 点 12.5 点
	資 格 ・ 実 績 等	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 業 務 ま た は 類 似 業 務 等 の 実 績	<p>(様式 1-5)</p> <p>以下の順位で評価する。 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で NEXCO 東日本の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で他機関の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した類似業務の場合（類似業務の場合は発注機関は問わない）</p> <p>上記に該当しない場合は加点しない。</p>	35 点 28 点 17.5 点 0 点
	資 格 ・ 実 績 等	手 持 ち 業 務	手 持 ち 業 務 金 額 及 び 件 数		<p>(様式 1-4)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は選定しない 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額が 4 億円以上 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について件数が 10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務について「低入札価格調査対象業務」がある場合の の金額は 2 億円以上、 の件数は 5 件以上とし、契約金額が 1 件 500 万円未満の業務も対象とする。</p>	-
	成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 業 務 の 成 績		<p>(様式 1-5)</p> <p>以下のとおり評価する。 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務である場合、成績評定点について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。</p> <p>計算式</p> $= 10 \text{ 点} \times \frac{(\text{競争参加者の成績評定点} - 1 - 64 \text{ 点})}{(90 \text{ 点} - 64 \text{ 点})} \times \text{係数} \quad 2 \times \text{係数} \quad 3$ <p>1 90 点以上は 90 点とする 2 NEXCO 東日本の実績の場合：1.0 他機関の実績の場合：0.8 3 役職者(管理技術者、照査技術者)の場合：1.0 担当者の場合：0.5</p> <p>以下の場合は加点しない。 類似業務 同種業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した業務で成績評定点が 64 点未満の業務</p>

		同種業務が平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡し完了した業務 成績評価表の添付（提出）がない場合	
業務 実施 体制	業務実施体制の妥当性	（様式 1-10） 以下に該当する場合には選定しない。 再委任の内容が主たる部分もしくは秘密の保持にかかっている部分である場合 業務分担構成が不明瞭または不自然な場合 なお、「主たる部分」、「秘密の保持にかかっている部分」とは次のことをいう。 ・主たる部分：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・秘密の保持にかかっている部分：調査等共通仕様書 1-47-2 に示す部分	-
合計			100 点

表中の「他機関」とは、テクリスにおける発注機関をいう。

3-4．参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり表明書を提出しなければならない。

- 提出期限 平成 25 年 3 月 19 日（火） 16 時 00 分まで
提出期間は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。
- 提出場所 記 1-3 .「契約担当部署」
- 提出方法 持参または書留郵便（期限内必着のこと）
- 提出書類 記 3-2 .により作成した「表明書」を 2 部（正 1、写 1）
なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。

(2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと。

3-5．技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、技術提案書の提出者を 3 者選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を超えて存在する場合にはこの限りではない。

技術提案書の提出者の選定・技術提案書の提出要請及び非選定通知予定日
平成 25 年 3 月 29 日（金）

(2) 上記(1)に示す通知内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- 提出期限 平成 25 年 4 月 9 日（火） 16 時 00 分まで
提出期間は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。
- 提出場所 記 1-3 .「契約担当部署」
- 提出方法 持参または書留郵便（期間内必着のこと）
- 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

回答期限日 平成 25 年 4 月 16 日（火）

第 4 総合評価落札方式

4-1．総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、入札者から提出された技術提案書及びヒアリング結果に基づき行う技術的な評価（以下、「技術評価」という。）と、入札において契約制限価格の範囲内で入札を行った者の入札価格に基づき

行う価格の評価（以下、「価格評価」という。）を総合的に評価することにより、NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札者または落札予定者と決定する方式をいう。

4-2. 技術評価の評価項目、評価基準

契約責任者は、入札者から提出された提案書及びヒアリング結果に基づき、次に示す基準により技術評価を行う。なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価項目					配点	
評価基準						
配置 予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力 1	資格 ・ 実績 等	資格 要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野	<p>（表明書様式 1-4） 以下の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む）認定を受けている者を評価する。</p> <p>競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門（建設 - 道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 競争参加資格要件で求めた技術士[建設部門（道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 競争参加資格要件で求めた RCCM[道路部門]の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者</p>	10 点 8 点 5 点
		専門 技術 力	業務執行 技術力	同種業務または類似業務等の実績	<p>（表明書様式 1-5） 以下の順位で評価する。</p> <p>業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で NEXCO 東日本の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で他機関の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した類似業務の場合（類似業務の場合は発注機関は問わない） 上記に該当しない場合は加算しない。</p>	10 点 8 点 5 点 0 点
配置 予定 担当 技術 者の 経験 及び 能力	資格 ・ 実績 等	資格 要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野	<p>（様式 2-2） 以下の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む）認定を受けている者を評価する。</p> <p>競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門（建設 - 道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 競争参加資格要件で求めた技術士[建設部門（道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 競争参加資格要件で求めた RCCM[道路部門]の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者 上記に該当しない場合は特定しない。</p>	5 点 4 点 2.5 点
		専門 技術 力	業務執行 技術力	同種業務または類似業務等の実績	<p>（様式 2-3） 以下の順位で評価する。</p> <p>業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務で NEXCO 東日本の業務</p>	5 点 4 点 2.5 点 0 点

					業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業務 で他機関の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した類似業務 の場合（類似業務の場合は発注機関は問わない） 上記に該当しない場合は加点しない。	
配置 予定 照査 技術 者の 経験 及び 能力	資格 ・ 実績 等	資格 要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専 門分野	（様式 2-4） 以下の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当又 は RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む）認定を受けて いる者を評価する。 競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門（建設 - 道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 競争参加資格要件で求めた技術士[建設部門（道路）]の資格を 有し、技術士法による登録を行っている者。 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以 上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 競争参加資格要件で求めた RCCM[道路部門]の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者 上記に該当しない場合は特定しない。	5 点 4 点 2.5 点
	資格 ・ 実績 等	専門 技術 力	業務執行 技術力	同種業務または類似 業務等の実績	（様式 2-5） 以下の順位で評価する。 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業 務で NEXCO 東日本の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した同種業 務で他機関の業務 業務実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡し完了した類似業 務の場合（類似業務の場合は発注機関は問わない） 上記に該当しない場合は加点しない。	5 点 4 点 2.5 点 0 点
評価項目		評価の着眼点		評価基準		配点
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他 2		業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する		10 点～ 0 点
		実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価 する 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評 価する		30 点～ 0 点
		その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する 業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当 性が著しく劣る場合は、評価しない		20 点～ 0 点
合計						100 点

1 配置予定管理技術者の評価は、表明書の記載内容により評価する。

2 「実施方針・実施フロー・工程表・その他」の判定基準の配点は、「秀」評価は 1.0、「優」評価は 0.8、「良」評価は 0.6、「可」評価は 0.4 を乗じて評価する。

4-3. 技術提案書の作成

(1) 入札者は、次に示す「技術提案書（以下、「提案書」という。）」を作成しなければならない。なお、各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

提案書（様式）	作成にかかる留意事項
技術提案書 （様式 2-1）	必要事項を記載のうえ記名押印すること

<p>配置予定担当技術者の資格等 (様式 2-2)</p>	<p>記 3-1 . (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること 記載にあたっては、様式 2-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定担当技術者の同種業務または類似業務の経験 (様式 2-3)</p>	<p>記 3-1 . (8) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること 記載する業務は、平成 14 年度以降に管理技術者または担当技術者として従事した業務のうち、発注機関に引渡しを行った業務で業種区分「道路設計」に該当する業務とする 同種業務または類似業務の実績は、履行期間全期間に従事していた業務とする 配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該競争参加希望者以外の企業の名称を付記すること 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること <ul style="list-style-type: none"> ）同種業務または類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し及び当該業務がテクリスに登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「業務カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写しやテクリスで業務内容が確認できない場合は別途確認できる資料を添付すること ）発注機関に対し引渡しを行ったことを証する「認定書の写し」または「成績評定通知の写し」を添付すること <p>提出する業務が、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに持参または書留郵便により提出すること 業務の概要及び技術的特性について具体的に記述すること 記載にあたっては、様式 2-3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p> </p>
<p>配置予定照査技術者の資格等 (様式 2-4)</p>	<p>記 3-1 . (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること 記載にあたっては、様式 2-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定照査技術者の同種業務または類似業務の経験 (様式 2-5)</p>	<p>記 3-1 . (9) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること 記載する業務は、平成 14 年度以降に管理技術者、担当技術者または照査技術者として従事した業務のうち、発注機関に引渡しを行った業務で業種区分「道路設計」に該当する業務とする 同種業務または類似業務の実績は、履行期間全期間に従事していた業務とする 配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該競争参加希望者以外の企業の名称を付記すること 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること <ul style="list-style-type: none"> ）同種または類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し及び当該業務がテクリスに登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「業務カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写しやテクリスで業務内容が確認できない場合は別途確認できる資料を添付すること ）発注機関に対し引渡しを行ったことを証する「認定書の写し」または「成績評定通知書の写し」を添付すること <p>提出する業務が、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに持参または書留郵便により提出すること 業務の概要及び技術的特性について具体的に記述すること 記載にあたっては、様式 2-5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p> </p>

実施方針・実施フロー ・工程表・その他 (様式 2-6、2-7)	業務への取り組み姿勢を評価するため、各項目には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえ、業務を遂行するために必要な内容を記載すること 記載にあたっては、様式 2-6、2-7 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
--	---

(2) 入札者は、提案書を作成するにあたり、資料を閲覧することができる。なお、閲覧資料、閲覧場所、担当部署、閲覧期間、その他の内容については選定通知時に併せて周知するものとする。

4-4. 提案書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり提案書を提出しなければならない。

- | | |
|------|---|
| 提出期限 | 平成 25 年 4 月 12 日 (金) 16 時 00 分まで
提出期間は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。 |
| 提出場所 | 記 1-3. 「契約担当部署」 |
| 提出方法 | 持参または書留郵便 (期限内必着のこと) |
| 提出書類 | 記 4-3. により作成した「提案書」を 4 部 (正 1、写 3) |

4-5. 提案書に対するヒアリング

(1) 入札者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- | | |
|---------|---|
| 実施予定日 | 平成 25 年 4 月 16 日 (火) から平成 25 年 4 月 17 日 (水) まで
ヒアリングの詳細な日時は別途協議のうえ決定する。 |
| 実施場所 | 記 1-3. 「契約担当部署」の会議室 |
| 出席者 | 配置予定管理技術者 |
| ヒアリング内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者の経歴について ・配置予定管理技術者の業務実績について ・業務への取り組み姿勢 (実施方針、実施フロー、工程表、その他) について |

(2) 上記(1) に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

第 5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。
 入札書 …… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 入札書の提出期限 | 平成 25 年 4 月 22 日 (月) 16 時 00 分まで |
| 入札書の提出場所 | 記 1-3 「契約担当部署」 |
| 入札書の提出方法 | 書留郵便 (配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと) |
| 開札執行日時 | 平成 25 年 4 月 23 日 (火) 13 時 30 分 |
| 開札執行場所 | 記 1-3 「契約担当部署」の会議室 |

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]から[24]を参照のこと。

(3) 開札への立会がない場合の取扱いについて

開札への立会がない入札者がした入札については有効として扱う。ただし、再度入札をする場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。

5-3. 落札者または落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者または落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点（配点30点）…次に示す算式により算定する。

価格評価点 ＝ 式 × 0.5 ＋ 式 × 0.5

（式）

$$\text{式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式の評価は「価格評価点の配点」とする。

2) 小数第4位以下を切捨てとする。

（式）

$$\text{式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1) 入札価格が評価基準価格を下回る場合は、式の評価は「価格評価点の配点」とする。

なお、評価基準価格は、契約制限価格に10分の5.5を乗じた価格とする。

2) 小数第4位以下を切捨てとする。

技術評価点（配点70点）…記4-2に示す評価基準により算定した値に100分の70を乗じて算出する。

- (3) 入札者は、落札者または落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

- (2) 低入札価格調査等については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成25年3月19日（火）から平成25年4月12日（金）まで

提出期間は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

受付場所 記1-3.「契約担当部署」

受付方法 質問書面（様式自由）を持参または書留郵便（期間内必着のこと）により提出すること

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を含まない。）

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3．入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

6-4．支払条件

(1) 前金払 ... 有：請負契約書第 34 条 1 項に基づき前金払を請求することができる。ただし、請負代金額が NEXCO 東日本契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 ... 無

6-5．競争参加資格に関する留意事項

(1) 受注者の責により、入札時に技術評価された内容が履行されていない、配置予定技術者が配置されていない場合は、その程度により成績評定を減じる。

(2) 本業務の請負人、本業務の請負人と資本もしくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本もしくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、または建設工事を請け負うことができない。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の または に該当する者である。

当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

(3) 本業務の請負人、本業務の請負人と資本もしくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本もしくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し、または施工（調査等）管理業務を請け負うことができない。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の または に該当する者である。

当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

以 上

対象書類様式集（本工事に必要な書式は次のとおり）

1．参加表明書

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
様式 1-1	参加表明書	必要	平成 25 年 3 月 19 日（火）
様式 1-2	企業の同種業務または類似業務の実績	必要	
様式 1-3	企業の同一業種における表彰実績	必要	
様式 1-4	配置予定管理技術者の資格等	必要	
様式 1-5	配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の経験	必要	
様式 1-6	配置予定管理技術者の当該事務所管内・周辺での受注実績	不要	
様式 1-7	配置予定現場作業責任者の資格等	不要	
様式 1-8	配置予定現場作業責任者の同種業務または類似業務の経験	不要	
様式 1-9	配置予定現場作業責任者の当該事務所管内・周辺での受注実績	不要	
様式 1-10	業務実施体制	必要	

2．技術提案書

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
様式 2-1	技術提案書	必要	平成 25 年 4 月 12 日（金）
様式 2-2	配置予定担当技術者の資格等	必要	
様式 2-3	配置予定担当技術者の同種業務また類似業務の経験	必要	
様式 2-4	配置予定照査技術者の資格等	必要	
様式 2-5	配置予定照査技術者の同種業務または類似業務の経験	必要	
様式 2-6	実施方針・実施フロー・工程表・その他（その 1）	必要	
様式 2-7	実施方針・実施フロー・工程表・その他（その 2）	必要	
様式 2-8	特定テーマに対する技術提案	不要	
様式 2-9(1)	見積書	不要	
様式 2-9(2)	見積内訳書	不要	
様式 2-10	非選定とされた理由の説明請求書	注	入札公告を参照
様式 2-11	再苦情申立書	注	

本様式集には、本業務の技術資料等として必要なもののみ添付している。

注 説明請求または再苦情の申立てをする場合に作成する。

参加表明書

(調査等名) 北海道横断自動車道 小樽東地区トンネル工事用道路設計

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、標記業務の「手続き開始の公示」において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- ・当社は、標記業務の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、または当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者（以下、「請負人等」という。）として本業務の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・当社は、標記業務の入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係のある者ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所 所長 加納 正志 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

提出する様式

- 1 企業の同種業務または類似業務の実績（様式1-2）
- 2 企業の同一業種における表彰実績（様式1-3）
- 3 配置予定管理技術者の資格等（様式1-4）
- 4 配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の経験（様式1-5）
- 5 業務実施体制（様式1-10）

企業の同種業務または類似業務の実績

会社名) _____

1. 同種業務・類似業務の要件

同種業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工用道路設計
類似業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、工用道路設計

2. 実績業務

業種	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	
業務概要	
技術的特性等	

《添付資料》

テクリス登録を行っている場合は、上記2の「テクリス登録番号」に記載したテクリスの登録情報の写し（業務内容を把握できる「業務カルテ（完了時）」）及び業務内容を把握できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書、設計図等）を必ず添付すること。

テクリス登録を行っていない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上記2の「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

上記2の「業務概要」には、上記1「同種業務・類似業務の要件」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。

企業の同一業種における表彰実績

会社名) _____

同一業種（道路設計）に属する業務内容で、発注者から表彰を受けている場合に表彰状の写しを貼付する。

表彰名
業務名
発注者名

配置予定管理技術者の資格等

会社名) _____

1. 技術者の資格等

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格の種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (建設 - 道路)			
		建設部門 (道路) 平成 12 年度試験以前合格者			
		建設部門 (道路) 平成 13 年度試験以降合格者		年 ヶ月	年 ヶ月
	R C C M	道路部門			
従事期間	建設部門の従事期間			従事期間	年

2. 技術者の手持ち業務の状況

	業務名 (テクリス登録番号)	発注者名	履行期間	契約金額 (百万円)
1	例) 自動車道 業務 (TECRIS0000-000000)	NEXCO 日本	H00.00.00 ~ H00.00.00	00 (低入札)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
			契約総額	

《添付資料》

上記 1 の「資格」に記載した資格に関する「登録証」等の写しを添付するものとする。

平成 13 年度以降の技術士試験合格者については、必ず実務経験等を確認できる経歴書 (様式自由、ただし規格は A4 判) を提出すること。

《記載上の注意事項》

上記 1 の「従事期間」には、建設部門での実務経験従事期間を記載する。

上記 2 に記載する業務でテクリス登録を行っている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。

上記 2 に記載する業務で、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の下段に「低入札」と記載すること。なお、低入札価格調査対象業務は契約金額にかかわらずその全てを記載すること。

配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の経験

会社名) _____

1. 同種業務・類似業務の要件

同種業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事用道路設計
類似業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事用道路設計

2. 実績業務

配置予定管理技術者名	
業種	
業務名	
経験時の従事役職	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	
業務概要	
技術的特性等	
当該技術者の業務担当の内容	

《添付資料》

テクリス登録を行っている場合は、上記2の「テクリス登録番号」に記載したテクリスの登録情報の写し（業務内容を把握できる「業務カルテ（完了時）」）及び契約書類等の写し（契約書、特記仕様書、設計図等）を必ず添付すること。

テクリス登録を行っていない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上記2の「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

上記2の「業務概要」には、上記1「同種業務・類似業務の要件」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。

業務実施体制

会社名) _____

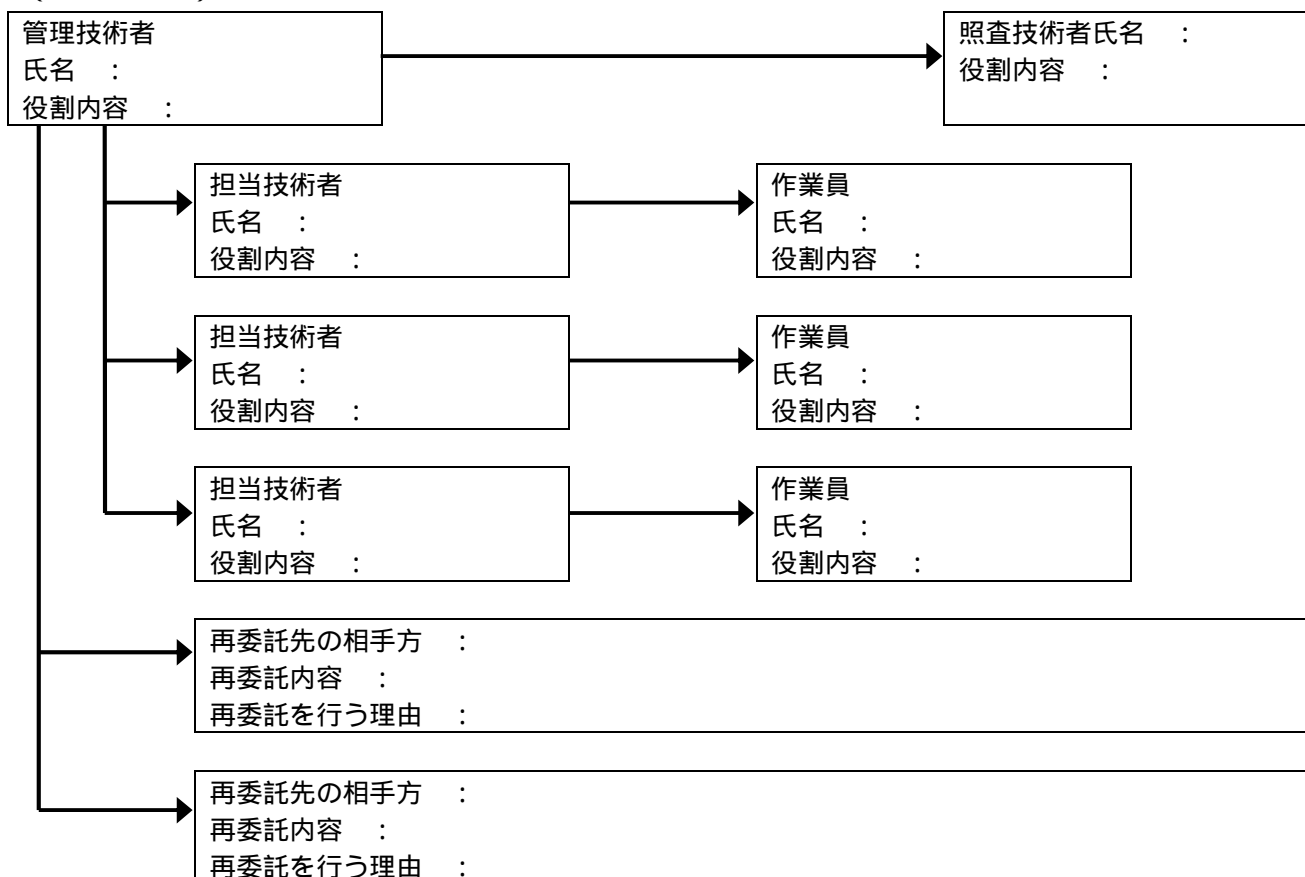
1. 本業務の配置予定技術者（入札者）

	担当する分担業務の内容	技術者氏名	所属・役職
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者			
担当技術者			
担当技術者			

2. 本業務の組織体制（入札者及び再委託先）

下記には本業務の履行に際し、入札者と承諾を必要とする再委託及び軽微な内容の再委託を含めて組織図を記載すること。

（全体像の例）



技 術 提 案 書

(調査等名) 北海道横断自動車道 小樽東地区トンネル工事用道路設計

標記業務について、平成 年 月 日付け東高北支第 号にて要請がありました技術提案書を提出します。

なお、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所 所長 加納 正志 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

提出する様式

- 1 配置予定担当技術者の資格等 (様式 2-2)
- 2 配置予定担当技術者の同種業務また類似業務の経験 (様式 2-3)
- 3 配置予定照査技術者の資格等 (様式 2-4)
- 4 配置予定照査技術者の同種業務または類似業務の経験 (様式 2-5)
- 5 実施方針・実施フロー・工程表・その他 (その 1) (様式 2-6)
- 6 実施方針・実施フロー・工程表・その他 (その 2) (様式 2-7)

配置予定担当技術者の資格等

会社名)

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格の種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (建設 - 道路)			
		建設部門(道路) 平成 12 年度試験以前合格者			
		建設部門(道路) 平成 13 年度試験以降合格者		年 ヶ月	年 ヶ月
	RCCM	道路部門			
従事期間	建設部門の従事期間		従事期間	年	

《添付資料》

上表「資格」に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付するものとする。

平成 13 年度以降の技術士試験合格者については、必ず実務経験等を確認できる経歴書(様式自由、ただし規格は A4 判)を提出すること。

《記載上の注意事項》

従事期間には建設部門での実務経験従事期間を記載する。

配置予定担当技術者の同種業務または類似業務の経験

会社名) _____

1. 同種業務・類似業務の要件

同種業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事用道路設計
類似業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事用道路設計

2. 実績業務

配置予定担当技術者名	
業種	
業務名	
経験時の従事役職	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	
業務概要	
技術的特性等	
当該技術者の業務担当の内容	

《添付資料》

テクリス登録を行っている場合は、上記2の「テクリス登録番号」に記載したテクリスの登録情報の写し（業務内容を把握できる「業務カルテ（完了時）」）及び契約書類等の写し（契約書、特記仕様書、設計図等）を必ず添付すること。

テクリス登録を行っていない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上記2の「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

上記2の「業務概要」には、上記1「同種業務・類似業務の要件」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。

配置予定照査技術者の資格等

会社名)

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格の種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (建設 - 道路)			
		建設部門(道路) 平成 12 年度試験以前合格者			
		建設部門(道路) 平成 13 年度試験以降合格者		年 ヶ月	年 ヶ月
	R C C M	道路部門			
従事期間	建設部門の従事期間		従事期間	年	

《添付資料》

上表「資格」に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付するものとする。

平成 13 年度以降の技術士試験合格者については、必ず実務経験等を確認できる経歴書(様式自由、ただし規格は A4 判)を提出すること。

《記載上の注意事項》

従事期間には建設部門での実務経験従事期間を記載する。

配置予定照査技術者の同種業務または類似業務の経験

会社名) _____

1. 同種業務・類似業務の要件

同種業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、仮橋を用いた工事用道路設計
類似業務	高規格幹線道路または自動車専用道路における、工事用道路設計

2. 実績業務

配置予定照査技術者名	
業種	
業務名	
経験時の従事役職	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	
業務概要	
技術的特性等	
当該技術者の業務担当の内容	

《添付資料》

テクリス登録を行っている場合は、上記2の「テクリス登録番号」に記載したテクリスの登録情報の写し（業務内容を把握できる「業務カルテ（完了時）」）及び契約書類等の写し（契約書、特記仕様書、設計図等）を必ず添付すること。

テクリス登録を行っていない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上記2の「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

上記2の「業務概要」には、上記1「同種業務・類似業務の要件」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。

実施方針・実施フロー・工程表・その他（その 1）

会社名）

本業務における業務実施方針など取組み方針

- ・業務の実施方針（業務実施上の着眼点、課題、実施方針等を簡潔に記載する）

《記載上の注意事項》

本様式は A 4 判 1 枚とする。

実施方針・実施フロー・工程表・その他（その 2）

会社名) _____

本業務における業務の実施方針など取組み方針

- ・業務の実施手順および実施体制（実施フロー及び実施体制を簡潔に記載する）
- ・工程及び照査体制（添付した工程表の作成ポイント及び照査手法を簡潔に記載する）

- ・その他（重要事項の指摘、特に重視する業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載する）

《記載上の注意事項》

本様式は A 4 判 1 枚とする。

計画工程表（A 4 判、様式自由）を必ず添付すること。

非選定とされた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志 殿

提出者) 郵便番号
住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

印

平成 年 月 日付けで通知された、北海道横断自動車道 小樽東地区トンネル工事用道路設計にかかる技術資料についての審査において、非選定とされた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

- 1 . 業務名
- 2 . 当該案件の手続開始の公示日
- 3 . 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる業務名

業務名) 北海道横断自動車道自動車道 小樽東地区トンネル工事も用道路設計

3 不服のある事項

4 上記3の主張の根拠となる事項